

令和5年7月24日

【重要】行政書士ADRセンター兵庫における調停手続業務の再開について

行政書士ADRセンター兵庫

県民の皆様にはご不便をおかけしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため一時休止していました当センターの業務を再開いたします。
お気軽にご相談ください。

再開日 令和5年7月27日（木）受付 午後1時～4時

（ご案内）当センターの業務日は、毎月第2、第4木曜日の午後1時から午後4時まで。
ただし、年末年始（12月26日から1月7日）と夏季休暇（8月13日から8月17日まで）および国民の祝日を除きます。

取り扱う紛争は、自転車事故・ペット・賃貸住宅・外国人に関するトラブルです。
詳しくは当サイト「取り組み 各種ご案内」の中の「行政書士ADRセンター兵庫の欄をご覧ください。